

令和5年第5回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年5月11日（木） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	7番：塚本 壽
8番：山田 和治	9番：寺本 真理子	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

6番：告宮 幸一

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1番：本郷 昭博	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史	11番：木川 保
12番：一川 清	14番：草野 義雄	

（欠席：4名）

2番：牧 正徳	10番：小崎 良一	13番：西村 隆
15番：淵上 米作		

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	承認第 8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第 9号	農地形状変更届出について
日程第3	報告第10号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第4	議案第19号	事業計画変更承認申請書審議について
日程第5	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第8	議案第23号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	只今から、令和５年第５回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、６番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、３番〇〇委員、４番〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第８号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	まず、議案書の差し替えをお願いします。 ６ページの部分が差し替えとなります。 議案書の１ページをお願いします。 報告第８号、農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定により、下記のとおり通知されたので報告されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 １番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事理は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第８号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第８号については、これで終わります。 次に、報告第９号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第９号、農地形状変更届出について。 農地形状変更届出書が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、隣接している父の果樹園と一体化して柑橘を栽培する。ということです。議案書の造成の理由の中で、３行目の畑として利用するの「る」が抜けておりますので、「る」を追記してください。

	総会資料の 1 ページをお願いします。 申請図の位置図を載せています。 申請地は田浦インターチェンジの南東側、約 1 5 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 2 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、以前は田として利用していたが、労力不足により米の栽培を断念し、野菜を作付する。ということです。 総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は船津公民館の東側、約 2 0 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 3 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、当該農地を以前は水田として利用していたが、土地の基盤が割れて水田として利用できないので、野菜を作付けする。ということです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は市野瀬公民館の北側、約 9 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 4 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 造成の理由は、当該農地を以前は水田として利用していたが、土地の基盤が割れて水田として利用できないので、野菜を作付けする。ということです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は市野瀬公民館の北側、約 9 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認の担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件は私が担当委員ですので説明いたします。 先ほどの事務局からの説明があった通りです。

	譲受人は農業後継者で頑張っておられ、みかん等を栽培するということです。 続いて担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	現場は赤松川の支流があり、毎年、梅雨時期には大雨等で浸かっていますが、事務局と〇〇委員が言われたとおり問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	2 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。 なんら問題ないと思われますのでよろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員と同じ意見です。よろしくお願いします。
議長	3 番及び 4 番の案件をまとめて 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	隣接地も埋め立てており、畑として利用するということでしたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	この地区は市野瀬の集落内にあり、佐敷川と球磨川との分水嶺から約 4 0 0 m ほどのところで、有効活用ができていなかったのですが、埋め立てて野菜等を植えるということでした。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 9 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 9 号については、これで終わります。 次に、報告第 1 0 号「農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 報告第 1 0 号、農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について。 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農業用倉庫です。 総会資料の 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は桑原公民館の南側、約 1 0 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、水田として利用されていますが、近くにある佐敷川に接する農業用倉庫が、佐敷川の拡張工事に伴い、移転が必要となっ

	たため、約40㎡を転用し、建築するということです。近隣には農地が存在していますが、倉庫を建築しても近隣の農地への日照・通風等に影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	工事の関係でここに倉庫を移設するということで、事務局の説明通りです。 よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と現地に行きましたが、なんら問題無いと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第10号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第10号については、これで終わります。 次に、議案第19号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の4ページをお願いします。 議案第19号、事業計画変更承認申請書審議について。 農地法に係る事務処理要領第4の7(3)のエの規定に基づき、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 これは、農地法第4条または第5条の転用許可に基づく事業計画において、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事業計画変更事由は、当初計画では、申請地に字河原2234番4を含んでいたが、隣接住民により既に構造物が建築されており、申請地から除外するため、今回事業計画変更するものです。 総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は小田浦バス停の南東側、約190mの場所で、申請地の南側の細長い土地が今回申請地から除外する土地になります。 総会資料の6ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 2234番4の部分を除いても排水計画等に影響は無いと思われます。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第１９号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第１９号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第１９号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２０号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページをお願いします。 議案第２０号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の７ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、白石ヶ迫橋の南西側、約２８０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は譲受人が以前より野菜等を作付けしていたとのことで、今後も引き続き野菜等を栽培し、適正に管理するということです。 総会資料の８ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は高齢と病気のため、当該農地の耕作管理ができないため、無償で譲り渡す。譲受人は、自作地に隣接している農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 ２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は志水バス停の南西側、約２６０ｍの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けた後は形状変更を行い、柑橘を植栽し、隣接する譲受人の農地と合わせて、適正に管理するという事です。

総会資料の10ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢のため当該農地を適正に管理することができなくなったため、譲り渡す。譲受人は自作地に隣接している当該農地を譲り受け、適正に管理する。という事です。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、向原公民館の西側、約1,000mの5筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、5筆とも休耕地となっており、譲り受けた後は柿を栽培し、適正に管理するという事です。

総会資料の12ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により当該農地の耕作管理ができないので譲り渡す。譲受人は、近隣にある自作地とともに耕作管理を行い、経営拡大を図るという事です。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の6ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、平生バス停の南東側、約530mの2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、柿が栽培されており、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するという事です。

総会資料の14ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

	申請理由ですが、譲渡人は、高齢となり、当該農地を適正に管理することができなくなったため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の意向もあり、当該農地を譲り受け、引き続き適正に管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番及び2番の案件をまとめて1番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	1番及び2番の案件についても事務局の説明のとおりです。なんら問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明の通り、なんら問題も無いと思います。よろしくお願いします。
議長	次に、3番の案件のうちの、大野地区の部分について5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	なんら問題無いと思います。よろしくお願いします。
議長	次に3番の案件のうちの、田川地区の部分について7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	手違いにより行けませんでした。申し訳ありません。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	しっかりと管理すれば立派な柿園になると思います。よろしくお願いします。
議長	次に、4番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	譲受人は、以前農業委員をされており、現在「ばらん家」という障害者を受け入れる施設を運営しその敷地に隣接する農地でしたが、しっかりと管理がされておりましたので、なんら問題無いと思われますのでよろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員の説明とおりです。なんら問題無いと思います。よろしくお願いします。

議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第20号について、質疑ありませんか。 (〇〇推進委員が挙手) 〇〇推進委員、どうぞ。
〇〇推進委員	今、説明がありました4番の案件について、作業人員が男1人、女1人となっておりますが、これで2町5反の農地を耕作されるのは少し規模に合っていないと思いました。他の従業員もおられるようですが、2人でその農地を営農されているというのは難しいと思われませんが。
事務局	今回の申請については、譲受人が「ばらん家」の従業員や利用者と営農するのではなく、知人等の協力を得ながら営農するという説明を現地調査の際に受けています。
〇〇推進委員	申請書上は夫婦二人となっているが、これは矛盾するのではないのでしょうか。
事務局	申請書上は夫婦二人で、もちろんこの二人が中心となり営農をされ、お手伝いの形で知人等も携わるということで説明を受けています。
〇〇推進委員	事務局がそれで良いと思われたのであれば問題ないと思いますが、夫婦二人で2町5反を営農するのは矛盾しているのではないだろうかということを言いたいのですが、わかりました。
議長	〇〇推進委員よろしいでしょうか。何かありましたらまた報告します。 他に質疑はないでしょうか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

	次に、議案第 2 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 2 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の 1 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北郵便局の南西側、約 3 8 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地西農地は存在しますが、申請人が管理を行っており、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 1 6 ページをお願いします。事業計画図を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水及び北側に隣接する水路へ排水する計画です。 総会資料の 1 7 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり約 0. 2 h a です。 総会資料の 1 8 ページをお願いします。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、自宅前にある当該農地を長年耕作管理していたが、自宅の建て替えを行う際に、急傾斜地区のため新築が不可能となり、町外に移住したため、当該農地を適正に管理することができなくなったが、農地法に不案内なため転用申請を怠っていたとの始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。 総会資料の 1 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

	申請地は、乙千屋橋の西側、約400mの2筆です。 現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、当該農地と離れており、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の20ページをお願いします。事業計画書を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水及び北側の水路への排水となります。 総会資料の21ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がりとは約0.1haです。 総会資料の22ページをお願いします。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、長年耕作管理を行ってきたが、高齢となり、耕作管理ができなくなったため、植林し、山林として管理するということです。 土地の選定及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明のとおり、現地は日当たりも悪く、畑として継続して営農するのは無理ではないだろうかと感じました。申請者も町外に転居されており、山林にするのが妥当ではないかと感じました。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員の説明の通りです。よろしくお願いします。
議長	次に、2番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員と一緒に現地を見てまいりました。申請人は高齢となり、山林として管理された方が良いのではないかと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	申請地の周りも山林で木が伐採してありました。よろしくお願いします。

議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第２１号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２２号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の８ページをお願いします。 議案第２２号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、駐車場です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の２３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北インターチェンジの西側、約１６０ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、駐車場として利用されており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の２４ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水は無く、排水は、雨水のみで自然透水及び県道に沿って設置された排水溝への排水となります。 総会資料の２５ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり約０．１ｈａです。 総会資料の２６ページをお願いします。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は申請地の向かい側で蒲鉾製造会

社を経営しているが、駐車場が不足していたので、約20年前から譲渡人から土地を借用し、利用していたが、今回、所有者の要望により当該土地を譲り受けることになったが、長年借用していたため、農地であることを知らず、農地法の申請を行っていなかったため、今回申請するものです。

土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、道路です。

総会資料の27ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、JR白石駅の北側、約1,200mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の28ページをお願いします。配置図を載せています。

給水は無く、排水は、雨水のみで自然透水及び県道に沿って設置された排水溝への排水となります。

総会資料の29ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりとは約0.2haです。

総会資料の30ページをお願いします。

立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は瀬戸石発電所を運営しているが、申請地と同地区にある土砂仮置場へ土砂を搬入・搬出する際に、県道が災害復旧工事により進入禁止であるため、う回路としてJR肥薩線の鉄道用地を利用しているが、一般車両の通行及び円滑な土砂の搬入・搬出のため、申請地を利用し、道路として利用するため今回申請するものです。

土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に

	については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1 番の案件を 3 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。譲受人は申請地を雑種地として認識されていたようで、今回始末書を添付しての申請となりました。管理もしっかりとされており、何の問題も無いと思いますのでよろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	20 年ほど前から駐車場として使われていたようです。 よろしくをお願いします。
議長	次に、2 番の案件を 8 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通り問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 22 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 23 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 23 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載

	のとおりです。 耕作する作目は飼料用作物で、設定期間は新規設定５年です。賃借料等は備考欄のとおりです。 使用賃貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の１０年です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２３号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。